

★与党(自民党・公明党)が令和5年度税制改正大綱を発表

令和4年12月16日(金)に令和5年度税制改正大綱が与党自民党・公明党から発表されました。今回は個人向け改正点の速報をご案内します。個人関連では、相続税の計算対象となる生前贈与期間の延長、相続時精算課税制度の見直し、NISA制度の見直しなど前年度に比べ大きな改正点があります。

なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は1月の通常国会で提出の見込みです。皆様には今年一年間本当に大変お世話になりました。皆様どうぞ良いお年をお迎えください。(長掛栄一)

◎令和5年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等
相続税 ・ 贈与税	相続時精算課税制度の見直し	- 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとする。とともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする。 - 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が当該贈与の日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時にける価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とする。	令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税に適用 令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用
	相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し	相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内(現行:3年以内)に当該相続に係る被相続人から贈与により取得した財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額(当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額)を相続税の課税価格に加算することとする。	令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税に適用
	教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し	- 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の措置を講じた上で、その適用期限を3年延長する。 ①信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合には、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、贈与者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税拠出額から、教育資金支出額を控除した残額当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。 ②受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。 ③本措置の対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の、外国の保育士資格を有する者の人員配置等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える。 - 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとした上で、その適用期限を2年延長する。	①② 令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税、贈与税に適用 ③令和5年4月1日以後に支払われる教育資金について適用 令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税に適用
所得税 ・ 住民税 ＝ 抜粋 ＝	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化	その年分の基準所得金額から3億3000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する措置を講じる。	令和7年分以後の所得税について適用

税目	項目	内容	時期等
所得税 ・住民税 ＝抜粋＝	NISA制度の見直し（恒久化）	- つみたてNISAの勘定設定期間を令和5年12月31日までとする。 - NISA制度について次の措置に改組する ①居住者等が金融取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定（仮称）を設けた日以後に係る公募株式投資信託等の配当等、譲渡益については、所得税及び個人住民税を課さない。また、譲渡損失金額は所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。なお、特定累積投資勘定は年間120万円まで公募株式投資信託等の取得が可能。（前年までの①＋②の購入対価の合計額が1800万円超となる場合を除く） ②居住者等が金融取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定非課税管理勘定（仮称）を設けた日以後に係る上場株式等の配当等、譲渡益については、所得税及び個人住民税を課さない。また、譲渡損失金額は所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。なお、特定非課税管理勘定は年間240万円まで上場株式等の取得が可能。（前年までの②の購入対価の合計額が1200万円超、又は①＋②の購入対価の合計額が1800万円超となる場合を除く） - ジュニアNISAについて、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定がある場合には、原則として当該非課税管理勘定に係る上場株式等は当該継続勘定に移管されるものとする。	
	空き家に係る譲渡所得の3000万円特別控除	次の措置を講じた上、その適用期限を4年延長する。 ① 本特例の適用対象となる相続人が相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の一定の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにする当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等の一定の譲渡をした場合において、当該譲渡の時から当該譲渡の属する年の翌年2月15日までの間に次に掲げる場合に該当することとなったときは、本特例を適用することができることとする。 - イ 耐震基準に適合することとなった場合 - ロ その全部の取壊し若しくは除却がされ、又はその全部が滅失をした場合 ② 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合における特別控除額を2000万円とする。	令和6年1月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用
	適用期限の延長	次の特例の適用期限を3年延長する - 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除（一部見直しあり） - 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（一部見直しあり） - 特定事業用資産の買換え特例（一部見直しあり）	
登録免許税	適用期限の延長	次の特例の適用期限を延長＜一部抜粋＞ 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長	
消費税 ＝抜粋＝	適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置	免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする（一部例外あり）。	適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間
検討事項	マンションの相続税評価について	マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価額とが大きく乖離しているケースが見られる。現状を放置すれば、マンションの相続税評価額が個別に判断されることもあり、納税者の予見性を確保する必要もある。このため、相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する。	